

Houjin



いせさき法人会報

2026.1.1 №298



主な記事

- 年頭あいさつ 2~4
- 税の作文コンクール法人会長賞 5
- 令和8年度税制改正に関する提言（要約） 6~9
- Shining Person 11
- 行政情報 12~15
- 税に関する絵はがきコンクール入賞作品 16~17
- 写真で振り返る令和7年 18~19
- 青年部会 21
- 女性部会 22・23
- 行事予定・コラム 24

丙午(ひのえうま)

あけましておめでとうございます。本年の干支は、丙午（ひのえうま）です。

かつて丙午は、根拠のない迷信から「不吉」と言われ、出産を控える夫婦が多く、60年前の昭和41年には前年よりも出生数が25%も少なかったとのことです。本来、丙午は情熱と行動力が結びつき、新しい挑戦や飛躍のチャンスに満ちた年と言われています。

（文：事務局）



一般社団法人 伊勢崎法人会

tel 0270-23-8453 fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp



年頭御挨拶

一般社団法人 伊勢崎法人会 会長 橋 本 公 章

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご家族お揃いで輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、令和8年の干支は「丙午（ひのえうま）」でございます。十干の「丙」は「明らか」「盛ん」を意味し、十二支の「午」は「成長」「繁栄」を表すと言われております。本年が会員の皆様の事業はもとより、地域経済にとりましても明るく力強く成長し、発展する一年となることを心より祈念いたします。

昨年を振り返りますと、長期化する物価高騰や人手不足といった課題に対し、会員の皆様お一人おひとりが事業経営の舵取りに腐心されてきたことと拝察いたします。そうした厳しい環境の中、地域経済を支える納税者としての責任を果たしてこられた会員の皆様に、改めて敬意を表します。

さて、私たち伊勢崎法人会は、「健全な納税者の団体」として、また「よき経営者をめざすものの団体」です。

令和8年も会員の皆様や地域の発展に寄与できるよう、伊勢崎税務署や伊勢崎市、玉村町との強い結びつきをもって、活動してまいります。公開セミナーや研修会の開催、子供たちに税の仕組みや大切さを伝える租税教室の実施、地域を明るくする花苗の植栽活動などに加え、変化の激しい時代に対応するため、デジタル化の推進や多様な会員交流を通じた新たなビジネスチャンスの創出にも注力してまいります。

現在、本会の会員数は約1,800社でございます。これから多くの仲間とともに歩んでいくため、引き続き会員の増強に取り組んで参りますので、役員をはじめ会員皆様方のご協力をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が皆様方にとりまして、実り多い年になりますとともに、会員企業の益々のご発展、会員各位のご健康ご多幸を心から祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



新年のあいさつ

伊勢崎税務署長 荒川 勝

令和8年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人伊勢崎法人会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、旧年中は、橋本会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に対し、格別のご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、児童・生徒に税金への理解と関心を深めてもらうため、数多くの小中学校に対する租税教室の実施や、「税に関する絵はがきコンクール」の開催など、税の啓発事業として租税教育の充実に積極的に取り組んでいただき、感謝申し上げます。また、地域社会貢献事業として法人会公開セミナーの開催、税を考える週間記念事業の上映会の開催、本町通りにおける「花いっぱい運動」など様々な活動を展開されており、深く敬意を表します。

これらの活動は、地域社会の発展・向上だけでなく、税知識の普及や納税意識の高揚に大きな役割を果たすものであります。今後とも、税のオピニオンリーダーである皆様と緊密な連携を図り、申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な運営にご支援・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年、経済社会の変化やデジタル技術の発展の影響により、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。国税庁では税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進のため、令和5年6月に「税務行政の将来像2023」を公表しており、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向け、ALL e-Taxのより一層の普及・定着やキャッシュレス納付の更なる利用拡大に努めています。

これらの取組には、法人会をはじめとする皆様のお力添えが不可欠であり、法人会の皆様には、今後とも税務行政の良き理解者として一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

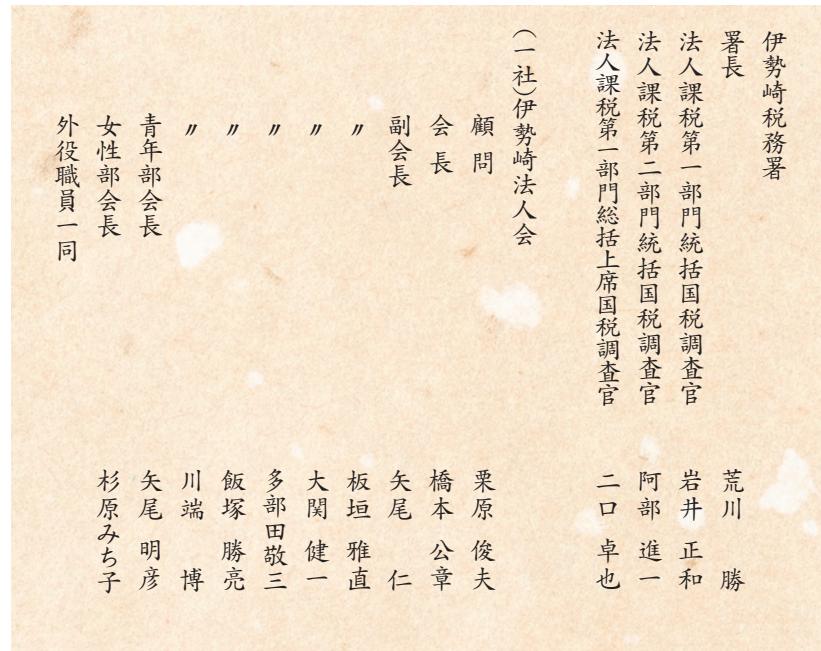
まもなく、所得税等の確定申告が始まります。

税務署では、本年も引き続き、ご自宅等からのスマートフォンやパソコンを利用したe-Taxによる申告・キャッシュレス納付の推進に取り組んでまいります。とりわけ、スマートフォンによる「スマホ申告」においては、マイナポータルと連携することで、控除証明書等の情報を一括で取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力することができるため便利です。さらに、振替納税等のキャッシュレス納付をご利用いただくことにより、混雑が予想される確定申告会場や金融機関へ出向くことなく、確定申告の手續が完了しますので、一般社団法人伊勢崎法人会の皆様そして各法人の従業員の皆様には、是非ともご自宅等からのe-Tax・スマホ申告を、納税はキャッシュレス納付をご利用いただければと思います。

結びに当たりまして、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



明けましておめでとうございます
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます



広報委員会

委員長	副委員長	委員	委員長	副委員長	委員	委員長	副委員長	委員	委員長	副委員長	委員	委員長	副委員長	委員	委員長	副委員長	委員	
川端 博	高木 均	藤田 政幸	川端 博	高木 均	藤田 政幸	川端 博	高木 均	藤田 政幸	川端 博	高木 均	藤田 政幸	川端 博	高木 均	藤田 政幸	川端 博	高木 均	藤田 政幸	川端 博
橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀
中島 省三	榎 良一	田島 義文	中島 省三	榎 良一	田島 義文	中島 省三	榎 良一	田島 義文	中島 省三	榎 良一	田島 義文	中島 省三	榎 良一	田島 義文	中島 省三	榎 良一	田島 義文	中島 省三
橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀	島田 利春	大竹 昌樹	橋本 文秀
斎藤 淳司	吉田 勝昭	増茂 信幸	斎藤 淳司	吉田 勝昭	増茂 信幸	斎藤 淳司	吉田 勝昭	増茂 信幸	斎藤 淳司	吉田 勝昭	増茂 信幸	斎藤 淳司	吉田 勝昭	増茂 信幸	斎藤 淳司	吉田 勝昭	増茂 信幸	斎藤 淳司
高田 東明	梶山 明久	天田 誉哉	高田 東明	梶山 明久	天田 誉哉	高田 東明	梶山 明久	天田 誉哉	高田 東明	梶山 明久	天田 誉哉	高田 東明	梶山 明久	天田 誉哉	高田 東明	梶山 明久	天田 誉哉	高田 東明
布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎
茂木 宏美	小暮 笑鯉子	神林 将	荻原 潔	荻原 潔	井野 克彦	青山 健太郎	布施 陽一郎	布施 陽一郎	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎	青山 健太郎	井野 克彦	布施 陽一郎

令和7年度税を考える週間事業として伊勢崎税務署外2団体の主催による納税表彰式が令和7年11月13日(木)、プラザアリアにおいて開催されました。

伊勢崎法人会からは次の皆様が受賞の栄誉に輝かれました。誠におめでとうございます。

関東信越国税局長表彰



理事 北原 康男 様

伊勢崎税務署長表彰



理事 柳井 正臣 様

伊勢崎行政県税事務所長表彰



理事 高木 均 様

租税教育の一環として、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催による中学生の「税についての作文」事業、国税庁主催による「税に関する高校生の作文」事業が実施されています。令和7度は審査の結果、次の皆様が伊勢崎法人会長賞を受賞しました。

「日本のよさと税金」

伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校 3年

神谷 胡桃さん

突然だが、私はアメリカで産まれた。理由は、父が留学している時だったからなのだが、父によるとアメリカにいる間は、何があっても救急車を呼ばなかつたという。私が生後間もなくしてRSウィルスを発症した時も、父は私を自家用車にのせて病院まで運んでいたらしい。理由は単純である。アメリカでは、救急車を呼ぶのに搬送料金が発生するからだ。

アメリカだけではない。海外の多くの国では、救急車を利用するにはお金がかかる仕組みとなっている。中には、搬送した距離や車内での処置の内容によって料金が追加される所もある。日本のように、救急車の利用にお金がかからない国というのは、逆にめずらしいのである。

日本に帰ってきてから、一度頭を打って気を失い、救急車に乗ったことがある。軽い脳震とうだったらしいが、両親はとにかくあたふたしたという。母は私の頬を何回も叩き、ひたすら「胡桃。胡桃。」と名前を呼び続けたのだと。今は軽い笑い話となっているが、この話を聞くたびに税金により救急車が無料で呼べる日本はいい国だと感じている。

しかし、その利便性ゆえに、今日本では緊急性のない119番通報が問題となっている。切り傷やすり傷、「眠れない」という通報、中には「病院まで送ってほしい」という、まるでタクシーのような扱いをする人までいる。ただ、アメリカのように利用料金がかかると、本当に緊急性のある人が救急車を呼ぶのをためらってしまう、ということも起こりうるのだ。

私は日本人に、「日本はなぜ救急車に料金が発生しないのか」を、今一度考えてもらいたい。おそらく日本人は、「無料」という部分に縋り、119番をするハードルが低くなっているのだと思う。

日本には、救急車を呼ぶか迷った時、搬送や受診の必要性を判断してくれる窓口がある。そもそも「何かあったら119番」という考え方方は、日本人特有のものなのかもしれない。

この先、家族や自分が急患になるタイミングがあるかもしれない。実際、私の祖母は一年前に吐血し、救急車に乗っている。そういう時、ためらいなく119番し、すぐ救急車が到着し、本当に緊急性のある命を救えるように、日本は税金を利用して無料で救急車が呼べる仕組みになっている。また、緊急時、「救急車を呼べた」という事実は、一つの安心材料にもなる。自分たちが払った税金を無駄にしないために、そして、周囲の大切な命を救うためにも、今一度、自分は本当に緊急性のある患者か考えてから119番してほしい。

そして、救急車の利用料金が無料、などの私たちが作りあげた日本のよさを崩さないためにも、私たち日本人は、自分たちが納めた税金を有効的に活用する方法を、身近なところから見つめ直すべきだと思う。

「未来に繋がる税の役割」

群馬県立伊勢崎興陽高等学校 1年

市川 紗妃さん

近年、日本では地震や台風、大雨による自然災害が毎年のように発生しています。ニュースで被災地の様子を見るたびに、もし私達の住む場所で同じことが起きたらどうなるのだろうと、不安になることがあります。特に2024年1月1日、16時10分に発生した能登半島の地震には心打たれました。年が明け、皆が気を抜いていた時に訪れたこの地震は自然の恐ろしさを改めて実感することとなりました。ちょうどその頃、私の一番の友達が富山県に帰省していたため、無事だけど家の瓦や塀が壊れたという話を聞き、より能登半島の地震が現実に起こったことなどと、怖さを覚えました。こうした自然災害が起こった時、私達の命や暮らしを守るために欠かせないのが「災害対策」であり、その多くが税金によって支えられていることを知りました。

例えば、避難所となる学校や公民館の耐震化、堤防やダムの整備、土砂災害を防ぐ工事などは、すべて税金によって行われています。また、災害が起こった後に行われる被災地の復旧・復興支援、仮設住宅の建設、被災者への生活支援金なども、税金から支出されます。こうした備えや対応があるからこそ、私達は安心して生活することができているのです。さらに最近では、AIやドローンを使った災害予測・情報収集システムの開発にも税金が使われており、より早く、正確に避難や支援が行えるようになってきています。未来の災害に備えるために、こうした最先端技術への投資も重要だと私は思います。

税金は自分のためなく、社会全体の安心と安全をつくるためのお金です。災害対策は、その最たる例だと私は思います。自然災害を完全に防ぐことはできないけれど、被害を最小限に抑えることはきっとできます。そのためにも、消費税など私達にとって身近な事から意識して行うことで、私達自身の未来を守ることに繋がります。また、このような税金は有効的に、公平に使われることが大切です。

私は今回災害対策と税金との関わりを通して、税金が未来を守る「支え」になっていることに気づきました。だからこそこれからも税の役割について関心を持ち、自分にできることを考えていきたいです。

令和8年度税制改正に関する提言 (要約)

税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動搖を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

- ・今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

(1)参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。

(2)「子ども・子育て政策」の財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。また、歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3)防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしてお

り、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

(1)いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する等の「保険料負担軽減措置」が設けられているが、一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

(2)公的年金については、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

(3)少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃されることとなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻

- な議論を求める。
- (4)医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。
- 拡大を促す必要がある。
- マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。
 - マイナンバー法等の改正によって利用範囲は一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。

3. 行政改革の徹底

- 国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。
 - 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
 - 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
 - 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

- 政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。こうした改革に取り組むためには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 法人税率について
近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。
- 法人税率の軽減措置
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げること。
- 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置
中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措

置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4)中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5)償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6)中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。

2. 事業承継税制の拡充

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2)取引相場のない株式の評価の見直し

この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

(1)課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。

(2)免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。

(3)小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。

(4)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

・地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1)地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2)地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3)ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

IV. 自然災害への対応

・東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

・政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機

管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2)中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和
- (3)中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

2. 所得税関係

- (1)基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2)各種控除制度の見直し
- (3)個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1)相続税の基礎控除の見直し
- (2)贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直し
- (2)事業所税の廃止
- (3)超過課税
- (4)法定外目的税

5. その他

- (1)印紙税の廃止
- (2)配当に対する二重課税の見直し
- (3)電子申告の促進
- (4)森林環境税の検証

以上

「令和8年度税制改正に関する提言」活動

令和7年11月20日(木)、橋本会長、大関副会長の2名が、脇伊勢崎市長と手島伊勢崎市議会副議長を訪問し、「令和8年度税制改正に関する提言」活動を行いました。これは、税のオピニオンリーダーとしての法人会の大きな活動の一つで、会員企業や地域にとって、より良い税制となるよう、地元選出国会議員、首長及び議長に提言書を提出するものです。(提言の要約は本紙P6～P9をご覧ください)

まず、事務局から提言内容の説明を行いました。特に「経済活性化と中小企業対策」として、法人会の会員企業はそのほとんどが中小企業であり、中小企業は地域経済の担い手、日本経済の礎であることを説明したうえで、政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を考えていただくよう強く求めました。また、税の適正な納付やその使途についても監視することが極めて重要であることから、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図ることが必要であること、当法人会でも管内小学校を対象とした租税教室を今後も開催していくことを伝えました。

これに対し、脇市長からは現在平成8年度予算の編成中であるが、本提言をしっかり活かして予算を作っていくほか、伊勢崎市として群馬県や国にも働きかけを行っていくとのお話しがありました。



橋本会長から脇市長へ



橋本会長、大関副会長から手島副議長へ

2026 〈令和8年〉 税務カレンダー

1月

- 12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 納期特例の適用を受けた7月～12月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 11月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 11月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 5月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
- 2月末決算法人(年3回の場合)
- 5月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 8月末決算法人(年3回の場合)

1月13日(火)まで
1月20日(火)まで

2月 2日(月)まで
2月 2日(月)まで
2月 2日(月)まで
2月 2日(月)まで

2月

- 1月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 12月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 12月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 6月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
- 3月末決算法人(年3回の場合)
- 6月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 9月末決算法人(年3回の場合)

2月10日(火)まで
3月 2日(月)まで
3月 2日(月)まで
3月 2日(月)まで
3月 2日(月)まで

3月

- 2月分源泉所得税(復興特別所得税含む)の納付
- 1月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付
- 1月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付
- 7月末決算法人(年1回)の法人税の中間申告と納付
- 消費税及び地方消費税の中間申告と納付
- 4月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 7月末決算法人(年1回及び年3回の場合)
- 10月末決算法人(年3回の場合)

3月10日(火)まで
3月31日(火)まで
3月31日(火)まで
3月31日(火)まで
3月31日(火)まで

Shining person

株式会社中央三共は平成23年に害虫駆除業として創業しました。

もともと、しろあり消毒駆除業務をメインにスタートさせてきましたが、生活環境の変化や温暖化などによる環境の変化により、求められる業務の変化は著しく、しろあり駆除よりもペストコントロール事業の方に需要が増えてきております。

不快害虫やハクビシン、コウモリ、ネズミ等の害獣対策が年々増加しているということです。

公益社団法人関東しろあり対策協会や公益社団法人群馬ペストコントロール協会の正会員でもあります。ペストコントロール協会のペストコントロールとは「人に有害な生物の活動を、人の生活を害さないレベルまでに制御する技術」です。

有害生物たちと私たちが上手に共存していくよう管理、コントロールをすることが、我々の仕事です。駆除する事だけが目的でなく防除する、ということです。

虫などの生き物が好きな人には向かない仕事だねえ…と思われるがちですが、逆ですね。

虫や生き物が好きというより関心がある人には、非常にやりがいのあるお仕事だと思っております。生き物に興味がないと生き物を管理、コントロールする事は難しいからです。私自身、動物や生き物が大好きで、小さい頃から犬猫小鳥は常に生活の一部でしたし、外に出て蟻の行列など見つけると何時間でもその場に座り込んで蟻を見ている…そういった子供時代を過ごしてきました。まさか大人になって害虫駆除の仕事に携わるとは夢にも思いませんでしたが…。

しろあり防除施工士や防除作業監督者、ペストコントロール技術者2級の取得者も在籍しております。

虫や害獣のことでお困りや不安に思われている事があれば、お気軽にお問い合わせください。スタッフ一同ご相談者に寄り添った施工を行っております。

よろしくお願ひいたします。

昭和48年に開店いたしました三和食堂でございます。

地域の皆様に支えられながら、各種定食やラーメン類など、今は数少ない昔ながらの食堂を営んでおります。

開店当初より変わらぬ味とあたたかな雰囲気を大切に、どなたでも気軽に立ち寄りいただける店を目指してまいりました。

お昼時には、常連のお客様をはじめ、近隣にお勤めの方々や、ご家族連れなど、沢山の方にお越しいただいております。

おかげさまで開店五十余年、ひとえに温かく支えてくださった皆様のおかげと心より深く感謝申し上げます。

これからも皆様の日常に寄り添える食堂でありたいと思っております。

そして、皆様に長く親しまれる店であり続けられるよう日々励んでまいります。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げると共に、皆様のご来店を心よりお待ちしております。



株式会社中央三共

伊勢崎市山王町2657

TEL 0270-75-2738

代表取締役 向井 知子



当社イメージキャラクター



三和食堂

佐波郡玉村町上飯島260-2

TEL 0270-65-2370

西山 譲二



伊勢崎税務署からのお知らせ

まずは自宅からチャレンジ！



ご自身のスマホ・パソコンと マイナンバーカードで確定申告！



確定申告は、ご自身のスマホ・パソコンで国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxを利用してみませんか？

税務署に行かなくても簡単にできます！

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL:0570-01-5901)

【受付】月曜日～金曜日（休祝日等及び12月29日～1月3日は除きます。）

《確定申告全般に関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

確定申告書等作成
コーナーはこちら



《確定申告がマイナポータル連携でもっと簡単に！》※初めての方は事前準備が必要です

マイナポータル連携にはこんなメリットが…



医療費の領収書等の
**収集や集計が
不要**



確定申告書の
該当項目へ
自動入力



書類の
**管理・保管が
不要**

マイナポータル連携の対象

【収入関係】給与所得の源泉徴収票（※）、公的年金の源泉徴収票、
株式の特定口座年間取引報告書

※ 自動入力の対象となるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署に
e-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

マイナポータル連携
の詳細はこちら



【控除関係】医療費、ふるさと納税、社会保険（国民年金保険料等）、生命保険・地震保険、iDeCo、住宅ローン控除関係など

納税はキャッシュレスで！

振替依頼書・ダイレクト納付利用届出書がe-Taxで提出できます！

個人の方は、お手持ちのパソコン・スマホからe-Taxで簡単に提出できます。

※ オンライン提出が利用可能な金融機関は国税庁HPをご確認ください。

～確定申告会場のご案内～

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

会 場 メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎 3階
伊勢崎市昭和町 3918 番地

期 間 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)まで(土、日及び祝日を除きます。)
上記期間中、伊勢崎税務署では申告相談を行っていません。

時 間 相談受付:午前8時30分から午後4時まで(入場整理券配付終了まで)
相談開始:午前9時から

○ 確定申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前予約をお願いします。

確定申告会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがありますので、ぜひ、オンライン事前予約をご利用ください。

※ 確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード(①署名用電子証明書用 英数字6~16文字、②利用者証明用電子証明書用 数字4桁)が分かるようにしてお越しください。



上記期間前に申告相談を希望する場合は事前予約が必要です！！

令和8年2月13日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望する場合は、事前に相談日時等を電話予約(※)する必要があります。

予約がない場合、当日の申告相談はできませんのでご注意ください。

※ 一部、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約も受け付けております。
2月13日(金)以前の申告相談は、伊勢崎税務署で行います。

書面(紙)で申告書等を提出する皆様へ

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っておりません。

申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。

確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算(金額の確認など)や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Tax又は郵送等での提出をお願いします。

お問合せ先 伊勢崎税務署 個人課税部門 TEL 0270-25-3213 (ダイヤルイン)

法人の県民税（法人税割）の超過課税の延長について

群馬県伊勢崎行政県税事務所

群馬県では、「防災・減災対策や医療・福祉施策をはじめとする県民の幸福度を高めるための群馬県独自の施策」を推進するための財源として、法人の県民税の法人税割に係る税率を1.8%（標準税率は1.0%）とする超過課税を実施しているところですが、この超過課税の適用期間を5年間延長し、引き続き令和13年4月30日までの間に終了する各事業年度分について適用させていただきましたこととなりました。

つきましては、今後とも、法人の県民税の申告納付について、御理解と御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、税率及び適用要件については、変更ありません。

改正後の超過課税の概要については以下のとおりです。

	改 正 後	改 正 前
適用期間	令和13年4月30日までの間に終了する各事業年度分まで	令和8年4月30日までの間に終了する各事業年度分まで
税率	1.8% (改正前と同じ)	1.8%
適用要件 〔いずれかに該当すれば適用〕	1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 2 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 3 保険業法に規定する相互会社 (改正前と同じ)	1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 2 法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 3 保険業法に規定する相互会社

◎ 納税していただいた税収は、「防災・減災対策や医療・福祉施策をはじめとする県民の幸福度を高めるための群馬県独自の施策」を推進するための財源として、大切に使わせていただきます。

【お問い合わせ先】

- ・群馬県総務部税務課(Tel:027-226-2196)
- ・高崎行政県税事務所(Tel:027-322-6297)
- ・利根沼田行政県税事務所(Tel:0278-22-4336)
- ・前橋行政県税事務所(Tel:027-234-1800)
- ・吾妻行政県税事務所(Tel:0279-75-3300)
- ・太田行政県税事務所(Tel:0276-31-3261)

自動車税(種別割)のお知らせ

◆4月1日現在の所有者に課税されます

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。
(売主が割賦販売等で所有権を留保している場合は、買主である使用者に課税されます。)

◆自動車の名義変更・住所変更は3月31日までにお願いします

自動車税(種別割)は4月1日現在の車検証上の情報をもとに課税されます。
お使いだった車を下取りに出した場合、お引っ越しされた場合などは、
車検証も必ず変更してください。

納税は**口座振替**が安全・便利・確実

●複数所有の自動車も、一括振替します！

自動車を複数台お持ちの場合、1回の手続きで同一名義の自動車すべてを口座振替に
できます。振替日は納期限（5月末日）（納期限が土日の場合は後ろにずれます。）

●自動車買換でも振替は継続します！

所有者の住所・氏名に変更がなければ、自動車を買い換えて、そのまま口座振替
が継続されます。

申込はがき配布場所

◎行政県税事務所

◎自動車税事務所

◎市町村

◎各金融機関窓口（ゆうちょ銀行除く）など

※申込はがきは郵送でもお送りします。お気軽にご連絡ください。

お申込みは、専用の申込はがきに必要事項を記入し、
郵便ポストに投函してください。

次の納税（令和8年5月末）から
ご利用する場合

令和8年2月末〈必着〉まで



群馬県TAX
ホームページ

- 軽自動車税（種別割）の申し込みはできません。
お住まいの市町村にお問い合わせください。
- 個人の事業税についても、口座振替が可能です。
併せてご検討ください。

◎問い合わせ先

◇伊勢崎行政県税事務所 TEL 0270-24-4350

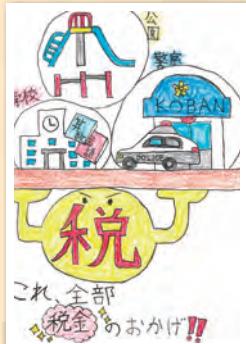
◇群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343



銀賞



茂呂小 岡田あかりさん



三郷小 春木希々佳さん



赤堀小 斎藤葵さん



赤堀小 小野紗季さん



赤堀南小 松井美稀さん



境東小 佐々木珠里さん



赤堀南小 屋代碧珠さん



赤堀小 岡崎恭子さん



殖蓮小 下谷穂月さん



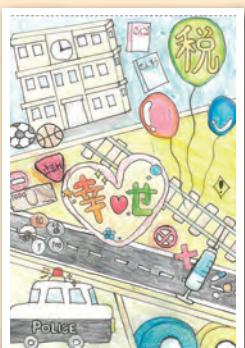
玉村小 菊地大聖さん



広瀬小 江川瑠菜さん



宮郷小 森田陽茉莉さん



三郷小 細井美里さん



茂呂小 大屋穂花さん



三郷小 石田香花さん



三郷小 平林健さん



赤堀小 橋場心さん



三郷小 根本璃人さん



あづま南小 安達莉乃さん



殖蓮小 山崎瑛怜菜さん

伊勢崎法人会 写真 で振り返る令和7年

令和7（2025）年は、国内においては戦後80年の節目となり、平和への誓いが新たにされた年となりました。また、愛知万博以来20年ぶり、大阪では55年ぶりとなる「2025年日本国際博覧会（大阪関西万博）」が開催され、大きな話題となりました。さらに10月には日本の憲政史上初となる女性の内閣総理大臣が誕生しました。

一方、海外に目を向けるとウクライナやパレスチナでは、依然として戦火の中にあり、不安定な状況が続く一年でした。

令和7年 新年会

一般社団法人 伊勢崎法人会



1月21日 新年会



3月25日 新設法人説明会



5月21日 通常総会



6月6日 親睦ゴルフコンペ



6月25・26日 役員視察研修



7月22日 税務署との名刺交換会



10月10日 年末調整説明会



10月28日 絵はがきコンクール審査会

【青年部会】

令和7年 一般社団法人伊勢崎法人会 青年部会新年例会



2月3日 青年部会新年例会



5月14日 青年部会通常総会

よもやま話
崎税務署長
荒川勝様



8月7日 税務研修会



5月14日～9月17日 祖税教室(全18回)

【女性部会】

令和7年 一般社団法人伊勢崎法人会 女性部会 新年例会



2月4日 女性部会新年例会

令和7年度一般社団法人伊勢崎法人会
女性部会 通常総会



5月9日 女性部会通常総会



6月8日～10日 女性部会視察研修



7月15日 花いっぱい運動

第41回法人会全国大会

高知大会

令和7年10月16日、高知県立県民文化ホールにて「第41回法人会全国大会 高知大会」が開催されました。

開会に先立ち、ウェルカムイベントが行われました。色鮮やかな衣装に身を包んだ踊り手たちによる力強い「よさこい演舞」が披露され、来場者を華やかに歓迎しました。

続いて、第1部の記念講演会では、株式会社都築経済研究所 代表取締役・都築富士男氏による講演「変化の時代の経営、危機をチャンスに」が行われました。都築氏は、変化の時代において企業が生き残り、成長・発展するためには、以下の3つの視点が重要であると述べました。

- マーケティング：顧客が求める商品やサービスを的確に捉えること。例として、フローリングの普及に伴い誕生した「クイックルワイパー」が紹介されました。
- コラボレーション：課題解決力を持つ他企業と連携し、共に課題に取り組む姿勢。
- ベンチマーク：優れた事例を学び、自社の経営に積極的に取り入れること。

また、経営者やリーダーに求められる資質として、「情報収集力」「先見力」「課題解決力」が挙げられました。

第2部の式典は、山元高知県連会長による開会の辞に始まり、国歌斉唱、来賓紹介、斎藤全法連会長による主催者挨拶が行われました。

来賓祝辞では、江島国税庁長官、西森高知県副知事、桑名高知市長が登壇。江島長官は、平成7年7月に伊勢崎税務署長として着任された方です。

その後、表彰状の贈呈、税制改正提言の報告、青年部会による活動報告が続きました。租税教育活動については立川法人会青年部会が、健康経営の取り組みについては世田谷法人会青年部会がそれぞれ報告を行いました。

式典の締めくくりとして、池田筆頭副会長による大会宣言、森下高知県連副会長による閉会の辞が述べされました。

なお、飛行機のトラブルにより一度空港へ引き返した便に搭乗していた国税庁課税課長および法人課税課長は、式典の途中からの参加となりました。また、後方の席に予定されていた栃木県連の方々は、会場に到着していませんでした。

第3部は懇親会でしたが、群馬県連は出席せず、別の夕食会場へ向かいました。なお、そちらの会場も法人会による予約で満席となっていました。(事務局)



令和7年度玉村支部視察研修

令和7年10月15日(水)、玉村支部会員・事務局職員23人が参加し、視察研修が開催されました。

午前8時、道の駅玉村宿を定刻に出発。最初の視察地である東京スカイツリーには予定より少し早めに到着。出発時には青空がのぞいていたものの、東京スカイツリーに着いた頃には雲が低く垂れこめる生憎の天気。しかし、水族館を楽しむ人、早めの昼食をとる人など、思い思いに楽しんでいました。

その後は浅草に移動。浅草寺や仲見世通りを自由に散策しました。

午後3時30分、今回のメイン視察地、お台場にあるイマーシブ・フォート東京に到着。イマーシブ・フォート東京は物語の登場人物になりきって体験する世界初の完全没入型エンターテイメント施設です。複数のメニューがある中で、「ザ・シャーロック」を観劇。連続殺人事件を追うシャーロックホームズの活躍を描く120分間の芝居を、演者のすぐ近くで、また演者の後を追いながら、疲れながらも楽しみました。

雨の降るお台場を午後6時過ぎに出発、予定時刻を少し過ぎましたが、参加者全員が元気に視察研修を終えることができました。

(事務局)



法人会公開セミナー 「細貝萌氏講演会」



令和7年10月21日、法人会公開セミナーがメガネのイタガキ文化ホール伊勢崎大会議室で開催され、株式会社ザスパ代表取締役社長兼GMの細貝萌氏を講師に「挑む心が未来を動かす」と題した講演が行われました。

冒頭、本会の橋本会長より「法人会公開セミナーでは毎回素晴らしい講師を迎えて講演を頂いています。今回も元プロサッカー選手という経歴を持った細貝氏の講演を楽しみにしています。」とご挨拶を頂きました。

細貝氏は群馬県前橋市出身。高校卒業後に浦和レッズへ加入し、ドイツやトルコなど海外クラブでプレーし、日本代表としても活躍。20年に及ぶ現役生活を経て、2024年をもってザスパ群馬で現役を引退。その後2025年より株式会社ザスパ代表取締役社長兼GMを務めています。

講演では、自身のサッカー人生を通じて挑戦を続けてきた経験を語りました。日本代表に選出される一方、ワールドカップ落選など挫折も経験しながら、「現状維持は後退を意味する」との信念のもと、常に前に進む姿勢を貫いてきたと述べました。

また、「挑む心とは単なる勇気ではなく、不安を抱えながらも一歩を踏み出す力」と語り、完璧な準備よりも行動する姿勢の大切さを強調しました。現役時代海外に移籍する際の決断も、現役引退後に経営の道へ進む決断も、未来を切り開くための“挑戦”だったと振り返りました。

経営者として、常に結果が求められるが、プロサッカー選手時代も同じであるとして自身の強みになっていると述べました。

さらに、社長としての現在の思いや、クラブを通じて地域に貢献したいという決意も披露。「挑戦する人が増えれば、地域も未来も動き出す」と結び、聴講者に強い感銘を与える講演となりました。

元プロサッカー選手を経て経営者となった細貝氏の講演を聞き、私も同世代の経営者としてたくさんの刺激を頂き、今後も『挑む心』をもって活動していくと考えます。

(青年部会副部会長 須田 靖浩)

第50回税を考える週間記念事業 映画「盤上の向日葵」上映会

「税を考える週間」(11月11日から17日)に合わせ、伊勢崎法人会では記念事業を実施しています。50回目となる今回は映画「盤上の向日葵」の無料上映会を11月14日(金)にMOVIX伊勢崎で開催、会員254名、来賓を含めた一般の皆様115名という多くの皆様にご来場いただきました。

伊勢崎税務署作成「税を考える週間リーフレット」や関東信越税理士会伊勢崎支部作成「Q&Aやさしい税金教室」を配布し、税金について改めて考えていただく機会となりました。



また、会場となったスマート伊勢崎では法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品の掲示も行われ、多くの皆様が目を止めていました。

(事務局)

女性部会

第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会 9月17日(水)～19日(金)

例年全国大会は4月開催ですが、今年度の北海道大会はさわやかな気候の下で雄大な自然を楽しみ、多種多様な食と色鮮やかな景色を堪能できる9月の開催です。北海道の女性の気概が伝わってくる大会となりました。

【記念講演 演題「ストーリーあるプロデュース～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～】

講師は高校1年で小樽運河埋立の反対運動に参加、26歳で目覚め独立し、今に至っている株式会社クリエイティブオフィスキュー 代表取締役・プロデューサーの伊藤亜由美氏。大泉洋ら TEAM NACS が所属、個性派俳優を抱え全国へと活躍の場を広げている方です。

「人の心を動かすものすべてをエンターテインメントと呼ぶ。演劇、映像、音楽だけではなく、食も観光もクラフトも、それらを支える自然や産業や暮らしの営みの中にも。始まりは、いつも自分たちの心が動くところから。」

クリエイティブオフィスキューとは「きっかけ」という名前のカンパニー。

正に我が意を得たり。どこに行っても自由な風が吹いています。未来への希望が輝いている北海道に魅せられました。

女性部会スローガン

わたしたち法人会女性部会は法人会組織の一員として

研修、交流を通じた部会員の資質向上と社会への貢献をめざす法人会活動の充実に努めます



元夕張市長の鈴木直道知事は開口一番、女性の社長、全国8.4%、北海道7.7%と語られ、会場の注目を浴びました。フレッシュな鈴木知事の言動から目が離せません。

観光スポットでは「エスコンフィールド北海道」。圧巻です。日本初の開閉式屋根付き天然芝球場。芝の育成を促すため、南側が一面のガラス壁に。瑞々しい草の香りや色鮮やかなグリーンに見惚れてしまいました。プレイヤーファーストとファンファーストの両立を目指す球場です。日本ハムの社長はアイデアマンでチケットを求めるなくとも椅子に座り、ファミリーで食事をしながら映像で野球を観戦できます。2年後には鉄道も開通。北広島市の未来はバラ色です。カインズも数年前に進出。カインズの創業地が群馬県伊勢崎市と伝えたらビックリされ、北海道にて地元愛全開で鼻高々。別海もペイシアパワーですね。

「モエレ沼公園」はゴミ処理場の跡地をイサム・ノグチが地球に彫刻する、と1982年に着工し、2005年にグランドオープン。女性部会は翌年に研修で訪れました。添乗員が藻岩山と間違えていたことが懐かしい想い出です。レンタサイクルを奪い合い、自転車で駆け巡りました。あれから20年、歳月とは恐ろしいものです。噴水は静まり返り、遊具は塗装が剥げ落ち…。設備は増えているのですが、見る影もありません。気が失われているのですね。悲しくなりましたがこれが現実。常にパワーを持ち続けることの困難さを会社経営と比較し、研修しました。

添乗員さんのこだわりのある丁寧な企画のおかげで3日間の北海道三昧、最高!!でした。特にヌーベルヌース大倉山の北海道フレンチは周囲の緑とシェフ(東京から移住)の技、食材の豊かさに支えられた、また訪れたいたいレストラン。必ず実現するぞ!群馬県連事務局の上原さんの心遣いにも感謝です。写真もたくさん撮って下さり、記憶が蘇り反芻しています。ありがとうございました。

(女性部会長 杉原みち子)

女性部会

第5回ランチタイム研修「伊勢崎市第一学校給食調理場」



10月23日(木)午前10時20分現地集合、10時30分～11時見学、11時～試食。

9人参加、羽鳥裕子さんは農家ではないのに農業委員会をされている稀有な人材。当日は東京で農業委員会が開催されるので欠席すると本庄駅からの連絡、今回の研修を高く評価されました。もう一人の会員は業界関係者なので遠慮されること。このような誠実な対応ありがとうございました。

調理場は西と東に分かれており、一日12,000食。小学校13校、中学校5校、特別支援学校1校、幼稚園2園。

食品安全を確保するためのHACCP(注)を取り入れ最新の衛生環境を整えています。ガラス張りの階より見学が始まると参加メンバーは感動して質問攻め。給食の現場に感謝です。思い起こすと平成29年9月29日～平成31年3月15日の歳月には多くの市民活動がありました。小暮笑鯉子議員(子供4人)を中心として、お母様方が安心安全、地産地消の給食を求めて、羽鳥裕子さんも加わり、日本一の給食の表彰を受賞された沼田市、東京都武蔵野市(無添加100%)へ視察。私も同行させていただきました。目的は自校方式でしたが、当時の徳江教育長が「有能な職員を揃えることが困難」と判断され、1ラインの予定を2ラインに変更することで決着。

視察当日のメニューはたまたま一番人気のごもく中華ラーメン、あげ上州ぎょうざ、ナムル、牛乳。日本も豊かになりましたね。我が家では給食を話題に、孫との会話が弾みました。知らないより知るほうが豊かですよね。参加メンバーの一人一人の感想や質問も豊かで、皆キラキラ輝いていました。

9月21日(日)日本経済新聞「フードロス」

2023年度の食品廃棄464万トン。学校給食だけで年間5万トンであり、児童一人当たり17.2kgの食品が捨てられている。

※残渣率については、メンバーから多くの指摘がありました。担当者も一番の課題であるとの返答がありました。

9月24日(水)上毛新聞一面 「食育への関心が薄く」

群馬県食育推進計画に盛り込んだ35項目中、食育に関心がある、家族と食事を共にする(共食)回数など、10項目が目標値に達していません。

10月19日(日)上毛新聞

2023年度の本県のカロリーベース食料自給率34%、全国のカロリーベース食糧自給率は38%。品目別の自給率は大豆7%、小麦16%、米97% (飼料も含めて)。高市早苗首相はかねてより自給率引き上げが必要であると訴えています。

ガンジー“農業は仕事ではなく生きることそのもの” 「身土不二」(女性部会長 杉原みち子)



(注) HACCP(ハサップ) …原材料の受け入れから出荷までの工程で、食中毒菌汚染などの「危害要因」を特定・分析し、特に重要な「重要管理点」を継続的に管理する国際的な衛生管理手法

女性部会

第106回 ウオッチ・ザ議会

令和7年9月8日(月)午前10時、伊勢崎市議会一般質問をインターネット中継で傍聴。

1 妊産婦への支援について

妊婦健診、妊婦歯科検診、産婦健診のほか、妊婦のための支援給付や産後ケア事業を実施している。陣痛タクシーは利用可能なタクシー会社情報を提供している。陣痛タクシー利用助成金やオンライン相談サービスは先進自治体の状況を調査研究する。今後も従来の取組を充実させるとともに新しい施策を積極的に研究する。

2 フリースクールへの支援について

不登校児の社会的自立に向けて、フリースクールが選択肢の一つであることを周知している。学校側も校長会議でフリースクール職員から事業説明を受け、理解を深めている。

3 シニアカーについて

介護保険制度でシニアカー貸与利用が可能。乗車講習は伊勢崎警察署が実施する予定。介護保険制度での支援があることから、購入費補助金制度の導入は考えていない。

4 投票率向上について

第27回参議院議員通常選挙での投票率向上要因は期日前投票所を商業施設に設置したことによるものと考えている。共通投票所設置はコスト高により現状では困難だが、今後も慎重に検討する。高等学校への期日前投票所設置は選挙時期により有権者数に相違があることや、公選法上有権者を限定できないため一般有権者が入場することによる学校の管理体制に課題がある。

5 乳児期の子育て応援について

経済的支援は妊娠・出産時にそれぞれ5万円給付している。産後ケア事業は昨年度から負担額減免により、より使い易い制度としている。新設の保健センター内に母子保健・子育て支援部署をワンフロアに配置することで、迅速なサービス提供が出来ている。ベビー用品の配布やISECAポイント付与などは調査研究する。

6 市民への情報伝達手段のDXについて

公式SNSや情報メール、ワクチン・子育てナビ、さんあーる、保護者連絡ツール・テトル(教育委員会)に加え、本年8月から、広報紙を多言語で閲覧できるカタログポケットの運用を開始した。複数情報を統合したスーパーアプリについては本市での現状サービスを一本化することの可能性や費用対効果を調査研究する。

7 指定福祉避難所の環境改善について

避難所となる社会福祉法人等の施設における空調設備などの現状を把握したうえで、社会福祉法人の設備更新等に対応可能な中小企業GX推進事業費補助金を周知する。施設から希望のあった簡易パーテーション、発電機、投光器等の防災用品を本年度から計画的に配備を進める。

8 学校教育について

中学校の校則見直しは生徒会が主体となって行っており、教育委員会として各校の取組を尊重し、見守っていく。特別支援学級の児童・生徒数及び全児童・生徒数に対する割合の推移は平成17年度144人0.78%、平成27年度331人1.80%、令和2年度592人3.49%、今年度925人5.94%となっており、増加理由は相談体制が充実しているためと考えている。

9 住みよい環境づくりについて

電磁波が原因と思われる被害を訴えている市民がいることは把握しているが、携帯電話基地局規制条例の制定は考えていない。電磁波過敏症等について、市民への周知を図る。化学物質の使用において、農地ではJAを通じ、適正な肥料を与えるよう啓発している。市道では機械除草、使用基準を順守した薬剤除草を実施。国・県道では道路管理者に要望を適切に取り次ぐ。公園では環境に配慮した除草を委託事業者や専門的知見者と協議し実施している。学校現場では使用基準を順守した除草剤を使用。ワックスは有機リン酸エステル化合物の入っていない薬剤を使用している。

第3次環境基本計画において市民や事業者に化学肥料等の適切な利用を呼びかけている。

(傍聴を終えて)

街路樹等の伐採に関しては様々な意見があり、かつて落葉が迷惑との苦情により、文化会館駐車場の木を伐採した例もありました。酸素を供給し、四季を楽しめてくれる樹木。個人的には気になる範囲で片付けますが焼芋を食べた焚火が懐かしいな!

法人会報が市役所内で回観される部署もあり、感想を頂きます。情報は多岐に渡りますので、少しでも会報が役に立てたら嬉しいですね。

伊勢崎市では高等学校長と中学校長との交流があり、ある高等学校長が感激されておりました。市教育長が高校のイベントに来校されるので、喜んでいます。勿論、その交流が結果を出しております。

楽しい街「いせさき」をめざしましょう。

(女性部会長 杉原みち子)

第52回花いっぱい運動(社会貢献活動) 令和7年11月18日(火)

平成11年11月23日勤労感謝の日に汗をかこうとスタートとした事業です。11月12日(水)にフラワーガーデン泉で事務局2人と花選び。泉社長は前回の花いっぱい活動の画像をチェック。予算に合わせたデザインを提案してくださいました。さすがプロ、安心し感謝です。

植栽当日は冬到来、震えあがる寒さ。臂市長がタイトなスケジュールを縫って前回同様、駆けつけて下さいました。サプライズで心が温もり、みんな笑顔。事務局が用意してくれた温かい飲物にもありがとうございます。

今回もカンナの片付けに1時間ほどかかってしまいました。若者代表、小暮笑鯉子さんの極技(室町時代から続く庭をオープンガーデンとして開放)でみるみる美しく、参加者も慣れた手つきで、シロタエギク、シクラメン、ストック、パンジーの植栽を終了。臂俊子さんのお母様がお友達から頂戴したパンジーも彩りを添えて下さいました。市長自らもがれた、小さいながらもたくさんの柿を頂き、参加者やその他の方々で福分け。

人が出会い、地域を愛し、ありがとう笑顔の歳の瀬です。

「継続こそ力」次世代につなぎます。

初市(1月11日)には、ささやかな花々をぜひご覧ください。小暮笑鯉子さんより花苗の寄附を募ったどうかとの提案をお伝えさせていただきます。





令和8年新年会開催のお知らせ

一般社団法人伊勢崎法人会新年会を次のとおり開催します。

- **日時:** 令和8年1月23日(金)午後6時から
- **場所:** 伊勢崎プリオ 昭和町3827 ☎0270-25-4122
- **会費:** 3,000円

※皆様多数のご参加をお待ちしております。詳細は、同封の開催案内をご覧ください。

申込はFAXにて、1月13日(火)必着でお願いいたします。



令和
8年

これから行事予定

月	日(曜日)	行事	場所
1月	15日(木)	広報委員会 14:00	伊勢崎商工会議所
	16日(金)	正副会長等会議 14:00	伊勢崎商工会議所
	20日(火)	決算期別説明会 14:00	伊勢崎商工会議所
	23日(金)	税務署との意見交換会 17:00／新年会 18:00	伊勢崎プリオ
2月	24日(火)	群馬県連正副会長会議・理事会 13:30	前橋商工会議所
3月	14日(土)	生活習慣病健診 9:30 ※別途送付の案内でお申し込みください。	伊勢崎商工会議所

※予定は変更となる場合があります

Editor Column

コラム



仕事や研修、旅行等で年に数回は泊りででかけることがあります。そこで私の楽しみは、ご当地ランです。宿泊先の近くをGoogleマップで調べ、30分から1時間ぐらいでゆっくり走ってみます。「馬鹿と煙は～」のとおり近くに高いところがあれば街を一望できるので、一番の目標物となりますし、海の近くであれば、海なし県の群馬県民としては「海が見える場所」も目標物になります。ゆっくりと走ってみると、都市の大きさや家のつくりなど群馬と比べられてしまい、違いも分かってきます。

ここで、今年のご当地ラン3選。

第3位、札幌市宿泊で円山まで。円山は225mと低山ながら、山頂からは札幌市街が一望でき、朝は市街地から昇る朝日が眩しかったです。クマに注意の看板もあり。

第2位、いわき市宿泊で磐城平城(遺構)から新川ほとり。走って市街地をまわってしまうぐらいのコンパクトな地方都市でした。

第1位、東京都心をぐるり一回り。レインボーブリッジ(歩いて渡れます)、お台場、豊洲市場、銀座、日比谷公園、東京タワー、お上りさんを満喫できました。

ここまで書いてみて思い返すと、ご当地ランの目的は、走った後の旨いお酒と、美味しい食べられるご飯の為でした。ただの食いしん坊が書いたコラムでした。

(広報委員会委員長 川端 博)

